

入札参加業者各位

八幡浜市総務企画部財政課長

令和4年度 入札・契約制度の改善について（その2）

当市では、従来から入札・契約制度の公平性、公正性、競争性及び品質の確保に取り組んでまいりましたが、より一層の改善を図るため令和4年6月1日以降、公告、通知する入札から下記の改善を行うこととしたのでお知らせします。（入札日が6月1日以降ではありません。）

記

1 建設工事における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正について

ダンピング（低入札）受注による工事品質の低下、下請、資材業者へのしわ寄せ、労働条件悪化等の更なる防止を図るため、国土交通省及び中央公契連モデルの基準の見直しに伴い、次のとおり改正する。

【低入札価格調査制度】

改正前	改正後
・調査基準価格の算式（税込）	・調査基準価格の算式（税込）
(1) 土木工事 （直接工事費× <u>0.95</u> + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費× <u>0.55</u> ）×1.1	(1) 土木工事 （直接工事費× <u>0.97</u> + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費× <u>0.68</u> ）×1.1
(2) 建築工事	(2) 建築工事

<p> <math>\{ \text{直接工事費} \times 0.9 \times \underline{0.95}</math>  <math>+ \text{共通仮設費} \times 0.9</math>  <math>+ (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費})</math>  <math>\times 0.9</math>  <math>+ \text{一般管理費} \times \underline{0.55} \} \times 1.1</math> </p> <p>ただし、予定価格の <math>\underline{7.0} / 10</math> を下限とし、予定価格の <math>\underline{9.0} / 10</math> を上限とする。</p> <p>・失格判断基準（数値的判断基準）</p> <p>調査基準価格を下回った入札で、工事費内訳書記載の各費目の金額が、次に掲げる基準のいずれか一つに該当する場合は調査することなく失格とする。</p> <p>直接工事費：設計金額における直接工事費の <u>85%</u> 未満</p> <p>共通仮設費：設計金額における共通仮設費の 80% 未満</p> <p>現場管理費：設計金額における現場管理費の <u>70%</u> 未満</p> <p>一般管理費：設計金額における一般管理費の 30% 未満</p>	<p> <math>\{ \text{直接工事費} \times 0.9 \times \underline{0.97}</math>  <math>+ \text{共通仮設費} \times 0.9</math>  <math>+ (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費})</math>  <math>\times 0.9</math>  <math>+ \text{一般管理費} \times \underline{0.68} \} \times 1.1</math> </p> <p>ただし、予定価格の <math>\underline{7.5} / 10</math> を下限とし、予定価格の <math>\underline{9.2} / 10</math> を上限とする。</p> <p>・失格判断基準（数値的判断基準）</p> <p>調査基準価格を下回った入札で、工事費内訳書記載の各費目の金額が、次に掲げる基準のいずれか一つに該当する場合は調査することなく失格とする。</p> <p>直接工事費：設計金額における直接工事費の <u>90%</u> 未満</p> <p>共通仮設費：設計金額における共通仮設費の 80% 未満</p> <p>現場管理費：設計金額における現場管理費の <u>80%</u> 未満</p> <p>一般管理費：設計金額における一般管理費の 30% 未満</p>
--	--

【最低制限価格制度】

最低制限価格の算式は調査基準価格の算式による。

(問い合わせ先)

財政課 契約検査室 契約係 TEL 22-3111 (内線 1471・1474)